

証券コード 9366  
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目12番32号  
**株式会社サンリツ**  
代表取締役 三浦康英  
社長執行役員

## 第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度の熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申しあげるとともに、一日も早い復興を切にお祈り申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述の案内に従って平成28年6月20日(月曜日)午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月21日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目12番32号  
SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第71期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
  - 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月20日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(次頁)の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成28年6月20日(月曜日)午後5時20分までにご行使ください。

以 上

- 
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.srt.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。  
なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

＜議決権行使サイトURL＞ <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使期限は、平成28年6月20日(月曜日)午後5時20分までとなっておりますので、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
8. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
9. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

### 1. パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader® 又は、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 2. 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

2. 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、雇用環境は引き続き改善がみられたものの、株価の下落や為替の円高進行等、大幅な変動を背景として個人消費が伸び悩み、期待されていた景気の回復に停滞が感じられるようになりました。世界経済は、中国並びに新興国の景気減速や地政学リスクの高まりなど不透明感が強まり、景気の回復基調は緩やかなものに留まりました。

物流業界におきましては、国内貨物は公共投資の落ち込みにより、建設関連貨物を中心に低調な荷動きとなりました。国際貨物は世界経済の減速が鮮明となったことを受け、中国及びアジア新興国向け貨物を中心に減少いたしました。

このような事業環境の中、当社は、電力変換装置の取扱額が増加いたしました。が、国際海上貨物における工作機械の取扱額が大幅に減少したことにより、売上高は減少いたしました。一方利益面におきましては、人員配置の効率化や倉庫稼働率を高水準で維持できたこと等により、梱包事業部門及び倉庫事業部門の原価率が改善し、営業利益は増加いたしました。

国内連結子会社におきましては、梱包部門における新規業務の開始及び商品販売部門における特需の影響により、売上高は増加いたしました。が、主要顧客における単価見直し等の影響により、営業利益は減少いたしました。

中国連結子会社におきましては、事業領域・体制の見直しの一環として、昨年5月に中国華南地区の子会社2社を譲渡した影響により、売上高は減少いたしました。が、赤字体質からの改善が進み、事業の収益力は向上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高156億47百万円(前年同期比12.2%減)、営業利益7億69百万円(前年同期比36.0%増)、経常利益6億27百万円(前年同期比62.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3億5百万円(前年同期比140.8%増)となりました。

(梱包事業部門)

電力変換装置の取扱額が増加したものの、国際海上貨物における工作機械の取扱額の減少及び中国子会社譲渡の影響により、売上高は大幅に減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高109億74百万円(前年同期比16.4%減)、セグメント利益10億43百万円(前年同期比27.7%増)となりました。

(運輸事業部門)

医療機器関連の3PL分野の取扱額が減少したことにより、売上高及びセグメント利益ともに減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高24億86百万円(前年同期比7.9%減)、セグメント利益78百万円(前年同期比7.0%減)となりました。

(倉庫事業部門)

電力変換装置の取扱額が好調に推移したことに加え、倉庫稼働率を高水準で維持できたことにより、売上高及びセグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高19億14百万円(前年同期比13.8%増)、セグメント利益3億61百万円(前年同期比18.3%増)となりました。

(賃貸ビル事業部門)

本社ビルにおける不動産管理会社の契約を前期に変更した影響及び空室率の上昇により、売上高及びセグメント利益ともに減少いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高2億71百万円(前年同期比14.4%減)、セグメント利益82百万円(前年同期比46.0%減)となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は、4億50百万円であります。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

今後の我が国経済は、緩やかながら回復基調にあるものの、円高・株安が急速に進んだことに加え、世界経済の先行き不透明感が強まるなか、停滞感の残る推移が続くものと思われまます。

このような経営環境の変化に対処すべく、当グループは、顧客からの信用・信頼向上につながる業務品質の向上に努め、以下の項目について重点的に対応することで、ステークホルダーに責任のある経営を推進してまいります。

##### ①重点品目の取扱い拡大

工作機械等の大型精密機器及び医療機器取扱いを重点品目に定め、既存顧客の深耕を進めるとともに、営業体制を強化し新規開拓に注力することで、事業拡大を図ってまいります。

##### ②国際物流の強化

中国及び米国の海外拠点において梱包事業を含む国際複合一貫輸送の取扱いに注力し、当グループの特長を活かした国内外一体の物流展開を行ってまいります。

##### ③業務品質の継続的な向上及び人材育成

持続的な事業の拡大を実現するためには、人材の成長が必要不可欠であり、計画的・効率的・継続的な人材育成が重要であると考えています。

階層別研修の計画的な実施のほか、当社の強みである梱包技術/包装設計や医療機器取扱いに関する専門教育を充実させ、技術力の底上げに取り組むことにより、当グループ全体の提案力強化及び業務品質向上を図ってまいります。

また、今後の事業展開に向けた戦略的な人材の採用やグローバル人材の育成を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 68 期 (平成25年 3 月期)	第 69 期 (平成26年 3 月期)	第 70 期 (平成27年 3 月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 ( 千 円 )	15,381,693	17,062,915	17,830,782	15,647,252
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) ( 千 円 )	△113,994	344,754	385,616	627,748
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当 期 純 損 失 ( △ ) ( 千 円 )	△239,658	108,110	126,859	305,506
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) ( 円 )	△39.92	18.01	21.13	50.90
総 資 産 額 ( 千 円 )	22,978,111	22,852,966	21,323,409	20,269,907
純 資 産 額 ( 千 円 )	6,751,330	6,983,957	7,070,083	7,047,203

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
千葉三立梱包運輸(株)	千 円 25,000	% 80	硝子及び一般貨物の包装梱包、工場内荷役作業、貨物自動車運送事業、倉庫業並びに包装資材の販売
蘇州新南包装製品有 限 公 司	千CNY 25,411	100	包装資材の加工・販売、包装・梱包材の開発・企画・設計
張家港保稅区新興南 国 際 貿 易 有 限 公 司	千CNY 2,483	100	貿易
山立国際貨運代理 (上海)有限公司	千CNY 10,000	100	国際貨運代理業
SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	千USD 800	100	国際貨物の包装梱包、自動車運送事業、倉庫事業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の5社であり、持分法適用会社はありません。

2. 新英香港有限公司及びその子会社である新英包装(深セン)有限公司は、平成27年5月6日付で、新英香港有限公司の全株式譲渡により、連結子会社から除外されました。

## (7) 主要な事業内容

部 門 別	主 な 内 容
梱 包 事 業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械、医療機器等の梱包及び木箱製造等
運 輸 事 業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械及び医療機器等のトラック輸送
倉 庫 事 業	保管、入出庫及び賃貸
賃 貸 ビ ル 事 業	事務所及び共同住宅の賃貸

## (8) 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
当 社 本 社	東京都港区	千葉三立梱包運輸(株)	東京都港区
白 石 事 業 所	宮城県白石市	蘇州新南包装製品 有 限 公 司	中華人民共和国 江蘇省蘇州市
郡 山 事 業 所	福島県郡山市	張家港保税区新興南 国 際 貿 易 有 限 公 司	中華人民共和国 江蘇省張家港市
埼 玉 事 業 所	埼玉県児玉郡	山立国際貨運代理 (上海)有限公司	中華人民共和国 上海市
柏 事 業 所	千葉県柏市	SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国 カリフォルニア州
成 田 第 一 事 業 所	千葉県成田市		
成 田 第 二 事 業 所	千葉県成田市		
八 王 子 事 業 所	東京都八王子市		
横 浜 事 業 所	神奈川県 横浜市鶴見区		
京 浜 事 業 所	神奈川県 横浜市神奈川区		
厚 木 事 業 所	神奈川県厚木市		
山 梨 事 業 所	山梨県中巨摩郡		
上 田 事 業 所	長野県上田市		
大 阪 事 業 所	大阪府 大阪市西淀川区		

(注) 平成28年4月1日付で、柏事業所及び大阪事業所を閉鎖いたしました。また、柏事業所の下部組織であった筑波センターを同日付で筑波事業所として設置いたしました。

## (9) 企業集団及び当社の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
梱包事業	233名	68名減
運輸事業	2名	1名減
全社（共通）	140名	34名減
合計	375名	103名減

- (注) 1. 上記従業員には、臨時従業員は含まれておりません。  
なお、臨時従業員の期中平均人員は、307名であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	245名	2名減	41.2歳	14.0年
女性	40名	1名減	37.6歳	11.3年
合計又は平均	285名	3名減	40.7歳	13.6年

- (注) 上記従業員には、臨時従業員は含まれておりません。  
なお、臨時従業員の期中平均人員は、293名であります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	3,016,636 千円
(株)みずほ銀行	1,435,635
(株)三菱東京UFJ銀行	938,150
(株)りそな銀行	900,575
三井住友信託銀行(株)	752,525
明治安田生命保険(相)	100,000

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,006,373株 (自己株式3,910株を含む。)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,046名

### (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
三浦正英	460 <sup>千株</sup>	7.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	338	5.64
サンリツ共栄会	330	5.51
(株)三井住友銀行	183	3.06
三井住友信託銀行(株)	181	3.02
(株)りそな銀行	169	2.83
野島岳史	143	2.39
日本建設(株)	134	2.24
(株)三菱東京UFJ銀行	132	2.20
(株)みずほ銀行	111	1.86

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(3,910株)を控除して計算しております。  
2. 上記の持株数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。  
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 338千株

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三浦 正英	代表取締役会長	
三浦 康英	代表取締役社長執行役員	千葉三立梱包運輸(株)代表取締役社長
平輪 貢	取締役専務執行役員 国内事業本部長	
田中 光晴	取締役常務執行役員 管理本部長	
尾留川 一仁	取締役執行役員 海外事業本部長	SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President 蘇州新南包装制品有限公司董事長 張家港保稅区新興南國際貿易有限公司董事長 山立國際貨運代理（上海）有限公司董事長
松尾 学	取締役執行役員 国内事業本部副本部長	
篠田 易男	取締役 (監査等委員・常勤)	
山崎 公敬	取締役 (監査等委員)	
稲永 誠	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 平成27年6月24日開催の第70期定時株主総会において、松尾学氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 篠田易男、稲永誠の両氏は、社外取締役であります。
3. 社外取締役 篠田易男、稲永誠の両氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 篠田易男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 三浦康英氏は、平成27年4月1日付で蘇州新南包装制品有限公司董事長、張家港保稅区新興南國際貿易有限公司董事長、山立國際貨運代理（上海）有限公司董事長を辞任しております。また平成27年6月19日付でSANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. Presidentを辞任しております。
7. 尾留川一仁氏は、平成27年4月1日付で蘇州新南包装制品有限公司董事長、張家港保稅区新興南國際貿易有限公司董事長、山立國際貨運代理（上海）有限公司董事長に就任いたしました。また、平成27年6月19日付でSANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. Presidentに就任いたしました。
8. 当社は、平成27年5月6日付で新英香港有限公司の全株式をT-Rise International Co.,Ltd.に譲渡し、三浦康英氏が同日付で新英香港有限公司董事長を辞任しております。

9. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
平 輪 貢	取締役専務執行役員 国内事業本部長	取締役常務執行役員 国内事業本部長	平成27年7月1日
尾留川 一仁	取締役執行役員 海外事業本部長	取締役執行役員 国際事業本部長	平成27年7月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役篠田易男、稲永誠の両氏及び監査等委員山崎公敬氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査等委員が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の額				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	139,467	139,467	—	—	—	6
取締役 (監査等委員)	16,225	16,225	—	—	—	3
(うち社外取締役)	(12,175)	(12,175)	(—)	(—)	(—)	(2)
監査役	4,983	4,983	—	—	—	3
(うち社外監査役)	(3,693)	(3,693)	(—)	(—)	(—)	(2)
合計	160,675	160,675	—	—	—	9

(注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は9名(監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名)であります。

2. 当社は、平成27年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する支給額は本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員に対する支給額は本件移行後の期間に係るものであります。

#### (4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

##### ① 取締役（監査等委員であるものを除く。）

報酬額は、株主総会の決議によって定め、各取締役の報酬については、「固定報酬」と経営責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブを高めるための「業績連動報酬」によって構成されております。

「業績連動報酬」は、当初公表した当該年度の通期連結経常利益の達成度合いに応じ支給額を決定し、達成率70%を下限、達成率120%を上限として支給することとしており、取締役会でこれを定めております。

##### ② 監査等委員である取締役

報酬額は、株主総会の決議によって定め、配分は監査等委員である取締役の協議によりこれを定めております。

なお、報酬等の総額は、すべて基本報酬であります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### 社外役員的主要な状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	篠田 易男	—	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。他業界にて培われた豊富な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	稲永 誠	—	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。法律事務所にて培われた法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34,800千円
② 当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

会計監査人が監査契約の履行に伴い当社に損害賠償責任を負う場合は、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定契約が認められているのは、会計監査人に善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、原則として、会計監査人の会社法、公認会計士法等に対する法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行います。社長執行役員直轄の総合監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務・会計監査を通じ、社内各部門及び子会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査いたします。

また、当グループに適用する「コンプライアンス(法令遵守)規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

A. 当社は、当グループの企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理会議を設置しリスク管理体制の整備に努めております。

B. 不測の事態が生じた場合には、社長執行役員が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

#### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行います。

- B. 全ての執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び執行役員会に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行います。
  - C. 業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中長期の経営計画及び各年度予算を策定し、各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行います。
  - B. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
  - C. 内部統制部門(総合監査室及び経理部)は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告します。また、当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行います。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- A. 監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、総合監査室所属の使用人の中から補佐する者を求めることができます。
  - B. 選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができます。なお、当該使用人は、指示された職務について、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- A. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、監査等委員会に以下を報告します。
- a. 内部統制に関わる部門の活動
  - b. 重要な会計方針・会計基準及びその変更
  - c. 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
  - d. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
- B. 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員であるものを除く。)又は使用人にその説明を求めます。
- C. 当グループの取締役及び監査役並びに使用人は、「コンプライアンス(法令遵守)規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができます。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告いたします。また、当グループ各社は、不正行為等を通報した者に対し、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱い(不作為を含む)や、人格や人としての尊厳を侵害する行為をしてはならないことを規定しております。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務遂行について生じる費用又は債務は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A. 監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
- B. 総合監査室は、監査等委員会と十分な連携を取り、総合監査室の行う内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- A. 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
  - B. 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- A. 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取り締役会に報告しております。
  - B. 総合監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備および不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。
  - C. 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社は、「内部統制監査実施基準」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、監査等委員会と内部監査を担当する総合監査室とが連携して、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

業務執行取締役及び監査等委員である取締役は、「内部統制決議及び事業報告に関する評価」及び「内部統制システムの構築運用の状況に関する評価」を実施しており、内部統制システムにおける現状と課題について、監査等委員会から取締役会へ報告及び改善の要請を実施しております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明並びに各種媒体での周知を行っており、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は「コンプライアンス(法令遵守)規程」に基づき、監査等委員及び総合監査室長を内部窓口、法律事務所を外部窓口とした内部通報制度を設けており、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、各種媒体での通報・相談体制の周知を行っております。通報者に対しては、解雇その他不利益な取扱いを禁止し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

社長執行役員を主宰者とするリスク管理会議を四半期に一度開催し、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「財務」「事業」「労務」「購買」「運輸」「システム」「コンプライアンス」「環境」「災害」「物流事故」等のテーマで横断的に分析・評価を行いました。

### ④ 内部監査

総合監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。総合監査室は、その内部監査の結果につき、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施いたしました。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針  
特記すべき事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,830,259	流動負債	4,167,285
現金及び預金	2,384,847	支払手形及び買掛金	725,534
受取手形及び売掛金	3,003,246	短期借入金	1,715,768
商品及び製品	11,262	1年内償還予定の社債	107,000
原材料及び貯蔵品	124,943	リース債務	246,645
繰延税金資産	121,967	未払法人税等	208,157
その他	189,891	賞与引当金	300,054
貸倒引当金	△5,900	その他	864,124
固定資産	14,439,647	固定負債	9,055,418
有形固定資産	12,596,544	長期借入金	5,320,753
建物及び構築物	7,915,629	リース債務	2,106,415
機械装置及び運搬具	102,210	退職給付に係る負債	804,016
土地	2,303,455	資産除去債務	406,183
リース資産	2,244,409	長期預り金	213,309
その他	30,840	金利スワップ	204,740
無形固定資産	134,629	負債合計	13,222,703
ソフトウェア	128,990	純 資 産 の 部	
その他	5,639	株主資本	7,115,816
投資その他の資産	1,708,472	資本金	2,523,866
投資有価証券	380,686	資本剰余金	2,441,128
破産更生債権等	20,323	利益剰余金	2,154,022
繰延税金資産	690,824	自己株式	△3,200
その他	633,129	その他の包括利益累計額	△167,932
貸倒引当金	△16,490	その他有価証券評価差額金	106,369
		繰延ヘッジ損益	△142,048
		為替換算調整勘定	△51,478
		退職給付に係る調整累計額	△80,774
		非支配株主持分	99,319
		純資産合計	7,047,203
資産合計	20,269,907	負債純資産合計	20,269,907

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		15,647,252
売上原価		12,613,722
売上総利益		3,033,530
販売費及び一般管理費		2,264,516
営業利益		769,014
営業外収益		
受取利息	2,282	
受取配当金	10,072	
為替差益	3,690	
受取保険金	5,372	
助成金収入	3	
その他	6,000	27,420
営業外費用		
支払利息	166,679	
支払手数料	2,000	
その他	7	168,686
経常利益		627,748
特別利益		
固定資産売却益	69,422	69,422
特別損失		
関係会社株式売却損	28,507	28,507
税金等調整前当期純利益		668,664
法人税、住民税及び事業税	294,600	
法人税等調整額	65,947	360,547
当期純利益		308,116
非支配株主に帰属する当期純利益		2,609
親会社株主に帰属する当期純利益		305,506

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	2,523,866	2,441,128	1,944,555	△3,181	6,906,368
当期変動額					
剰余金の配当			△96,039		△96,039
親会社株主に帰属する当期純利益			305,506		305,506
自己株式の取得				△18	△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	209,466	△18	209,447
当期末残高	2,523,866	2,441,128	2,154,022	△3,200	7,115,816

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他 の包 括利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	191,831	△124,099	50,896	△49,894	68,733	94,981	7,070,083
当期変動額							
剰余金の配当							△96,039
親会社株主に帰属する当期純利益							305,506
自己株式の取得							△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△85,461	△17,949	△102,374	△30,880	△236,665	4,337	△232,328
当期変動額合計	△85,461	△17,949	△102,374	△30,880	△236,665	4,337	△22,880
当期末残高	106,369	△142,048	△51,478	△80,774	△167,932	99,319	7,047,203

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,222,568</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,832,688</b>
現金及び預金	2,079,729	支払手形	46,186
受取手形	192,886	買掛金	450,594
売掛金	2,583,102	1年内返済予定の長期借入金	1,693,232
原材料及び貯蔵品	71,623	1年内償還予定の社債	107,000
立替金	155,351	リース債務	242,822
前払費用	17,393	未払金	38,728
繰延税金資産	121,967	未払費用	594,921
その他	5,614	未払法人税等	207,095
貸倒引当金	△5,100	未払消費税等	57,388
<b>固 定 資 産</b>	<b>14,289,687</b>	前受金	62,135
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,409,611</b>	預り金	43,607
建築物	7,792,265	賞与引当金	284,596
構築物	50,852	設備関係支払手形	4,380
機械装置	80,749	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,859,025</b>
車両運搬具	16	長期借入金	5,320,753
工具器具及び備品	22,696	リース債務	2,105,974
土地	2,222,887	退職給付引当金	617,433
リース資産	2,240,144	資産除去債務	406,159
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>132,406</b>	長期預り金	203,964
ソフトウェア	128,249	金利スワップ	204,740
電話加入権	3,372	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,691,714</b>
その他	783	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,747,669</b>	株 主 資 本	6,852,251
投資有価証券	351,194	資 本 金	2,523,866
関係会社株式	332,446	資 本 剰 余 金	2,441,128
出資金	48,689	資本準備金	2,441,128
破産更生債権等	20,323	利 益 剰 余 金	1,890,457
繰延税金資産	438,415	利益準備金	137,746
差入保証金	567,095	その他利益剰余金	1,752,711
その他	5,995	別途積立金	912,000
貸倒引当金	△16,490	繰越利益剰余金	840,711
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,200</b>
		評価・換算差額等	△31,709
		その他有価証券評価差額金	110,339
		繰延ヘッジ損益	△142,048
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,820,542</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,512,256</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>19,512,256</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,543,168
売 上 原 価		10,810,341
売 上 総 利 益		2,732,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,896,988
営 業 利 益		835,838
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,809	
受 取 配 当 金	316,655	
経 営 指 導 料	21,900	
業 務 受 託 料	6,000	
受 取 保 険 金	4,572	
そ の 他	6,861	357,799
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	163,832	
社 債 利 息	2,525	
支 払 手 数 料	2,000	
そ の 他	14	168,372
経 常 利 益		1,025,264
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	69,188	69,188
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	33,217	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	39,464	72,681
税 引 前 当 期 純 利 益		1,021,771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	294,000	
法 人 税 等 調 整 額	25,427	319,427
当 期 純 利 益		702,344

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,523,866	2,441,128	137,746	912,000	234,406	1,284,153
当期変動額						
別途積立金の積立				-	-	-
剰余金の配当					△96,039	△96,039
当期純利益					702,344	702,344
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	606,304	606,304
当期末残高	2,523,866	2,441,128	137,746	912,000	840,711	1,890,457

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,181	6,245,966	189,958	△124,099	65,859	6,311,825
当期変動額						
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		△96,039				△96,039
当期純利益		702,344				702,344
自己株式の取得	△18	△18				△18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△79,619	△17,949	△97,568	△97,568
当期変動額合計	△18	606,285	△79,619	△17,949	△97,568	508,716
当期末残高	△3,200	6,852,251	110,339	△142,048	△31,709	6,820,542

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口直志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田英明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月17日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口直志 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田英明 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、総合監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社サンリツ 監査等委員会

常勤監査等委員 篠田 易男 ㊞

監査等委員 山崎 公敬 ㊞

監査等委員 稲永 誠 ㊞

(注) 監査等委員篠田易男及び稲永誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当グループは、収益に応じた株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、財務体質の強化と今後の国内外における事業展開等を総合的に勘案しつつ、積極的に配当を実施することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 18円 総額108,044,334円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月22日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 600,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定は、当グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格並びに見識ともに優れた者であることを条件とし、代表取締役の原案に基づき、取締役会の推薦を受け決定しております。また、監査等委員である取締役の選任は、監査等委員会の同意を要します。

本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
1	み うら まさ ひで 三 浦 正 英 (昭和12年2月23日生)	昭和34年8月 当社入社 昭和37年5月 取締役 昭和47年3月 代表取締役専務 昭和55年3月 代表取締役社長 平成16年6月 千葉三立梱包運輸㈱代表取締役会長 平成19年6月 代表取締役会長 平成20年4月 代表取締役会長兼社長 平成20年6月 代表取締役会長兼社長執行役員 平成21年6月 代表取締役会長(現) 現在に至る	460,376株
選任の理由			
長年にわたり当社の取締役として経営を指揮し、事業基盤の安定に大きく貢献してまいりました。また、当社の主力事業である梱包事業において非常に高い見識があり、豊富な実績を有しているほか、他団体の要職も歴任しており、経営全般に対する幅広い経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
2	み うら やす ひで 三 浦 康 英 (昭和39年5月16日生)	昭和60年4月 池田梱包運輸(株)入社 昭和62年6月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成15年4月 事業統括本部第三事業部長 兼事業統括本部包装技術部長 平成15年6月 常務取締役 平成19年6月 取締役常務執行役員兼事業本部長 平成20年6月 代表取締役専務執行役員 平成21年6月 代表取締役社長執行役員(現) 現在に至る (重要な兼職の状況) 千葉三立梱包運輸(株)代表取締役社長	16,535株
		選任の理由	
		長年にわたり当社の取締役として事業部門を牽引し、医療機器関連の3PL分野への参入をはじめとして、事業拡大を果たしてまいりました。また、当社の主力事業である梱包事業のみならず、国際物流分野においても高い見識があるほか、梱包事業における外部団体の要職を務めております。これらの経験と高い推進力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	
3	ひら わ みつぎ 平 輪 貢 (昭和33年7月22日生)	昭和57年4月 当社入社 平成12年7月 管理本部経理部長 平成15年6月 取締役 平成16年7月 企画室長兼管理本部経理部長 平成17年7月 統括本部経理部長 平成19年6月 取締役常務執行役員 支援本部長兼経理部長 平成20年4月 事業本部長 平成21年6月 事業本部本部長 平成22年7月 事業本部長 平成25年1月 国内事業本部長(現) 平成27年7月 取締役専務執行役員(現) 現在に至る	6,400株
		選任の理由	
		当社において管理部門、事業部門いずれもの経験を有し、幅広い知見を有しております。現在は、国内事業部門の責任者として、事業の再編を行い収益力の向上を図るなど、多くの成果を上げてまいりました。また、経理、企画業務に携わった経験から、財務においても高い見識を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
4	たなかみつはる 田中光晴 (昭和28年3月11日生)	昭和51年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成22年4月 日興コーディアル証券(現SMB C 日興証券(株))入社 専務執行役員 平成23年3月 同社専務取締役 平成25年3月 同社顧問 平成26年4月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員(現) 管理本部長(現) 現在に至る	2,500株
		選任の理由	
		銀行、証券会社にて長年にわたり要職を経験し、高い専門性と幅広い経験を有しております。現在は、管理部門の責任者として、コスト管理の徹底に加え、内部統制の管理強化、教育制度の改革などに大きく貢献を果たしました。管理基盤をより強固なものとしていくためには、その高い専門性と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	
5	びるかわかずひと 尾留川一仁 (昭和36年10月27日生)	昭和59年4月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成16年7月 管理本部人事・総務部長 平成19年7月 執行役員総務部長 平成20年4月 執行役員事業副本部長 平成20年6月 取締役執行役員(現) 平成21年4月 事業副本部長 平成21年6月 事業本部国際事業部長 平成22年7月 事業本部国際事業部長 平成25年1月 国際事業本部副本部長 平成26年6月 国際事業本部長 平成27年7月 海外事業本部長(現) 現在に至る (重要な兼職の状況) 蘇州新南包装制品有限公司 董事長 張家港保稅区新興南國際貿易有限公司 董事長 山立國際貨運代理(上海)有限公司 董事長 SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President	6,080株
		選任の理由	
		入社以降、管理部門において要職を経験し、法務をはじめ管理業務に対して幅広い知見を有しております。現在は、海外事業部門の責任者として、海外子会社の業績安定化、三国間取引の拡大に尽力し、成果を上げております。今後の国際物流分野の更なる拡大に向けて、その高い専門性と豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
6	まつ お まなぶ 松 尾 学 (昭和40年4月2日生)	昭和63年4月 当社入社 平成15年4月 事業統括本部山梨事業所長 平成18年7月 統括本部村山事業所長 平成21年7月 執行役員事業本部第一事業部長 平成25年1月 執行役員国内事業本部特命担当 平成26年8月 執行役員国内事業本部上田事業所長 平成27年4月 執行役員国内事業本部担当 平成27年6月 取締役執行役員(現) 平成27年7月 国際事業本部 副本部長(現) 現在に至る	1,800株
		選任の理由	
		入社以降、当社の梱包事業に従事し、幅広い経験を有しております。平成21年からは執行役員として、新規事業の立ち上げを成功させたほか、原価低減による利益率向上を図るなど、多くの成果を上げてまいりました。今後の更なる成長に向けて、事業経験により培った経験と実行力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は、平成27年6月24日開催の当社第70期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、業績達成の度合いに基づき、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額20百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、ストックオプションとしての当該報酬等の額は、平成27年6月24日開催の当社第70期定時株主総会においてご承認いただきました年額250百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）を上限とする報酬等の額の範囲内にて設定するものであります。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが意見はございませんでした。

また、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名となります。

## 記

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数433個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として新株予約権の割当てを受けた日の翌日から3年を経過する日以降に、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

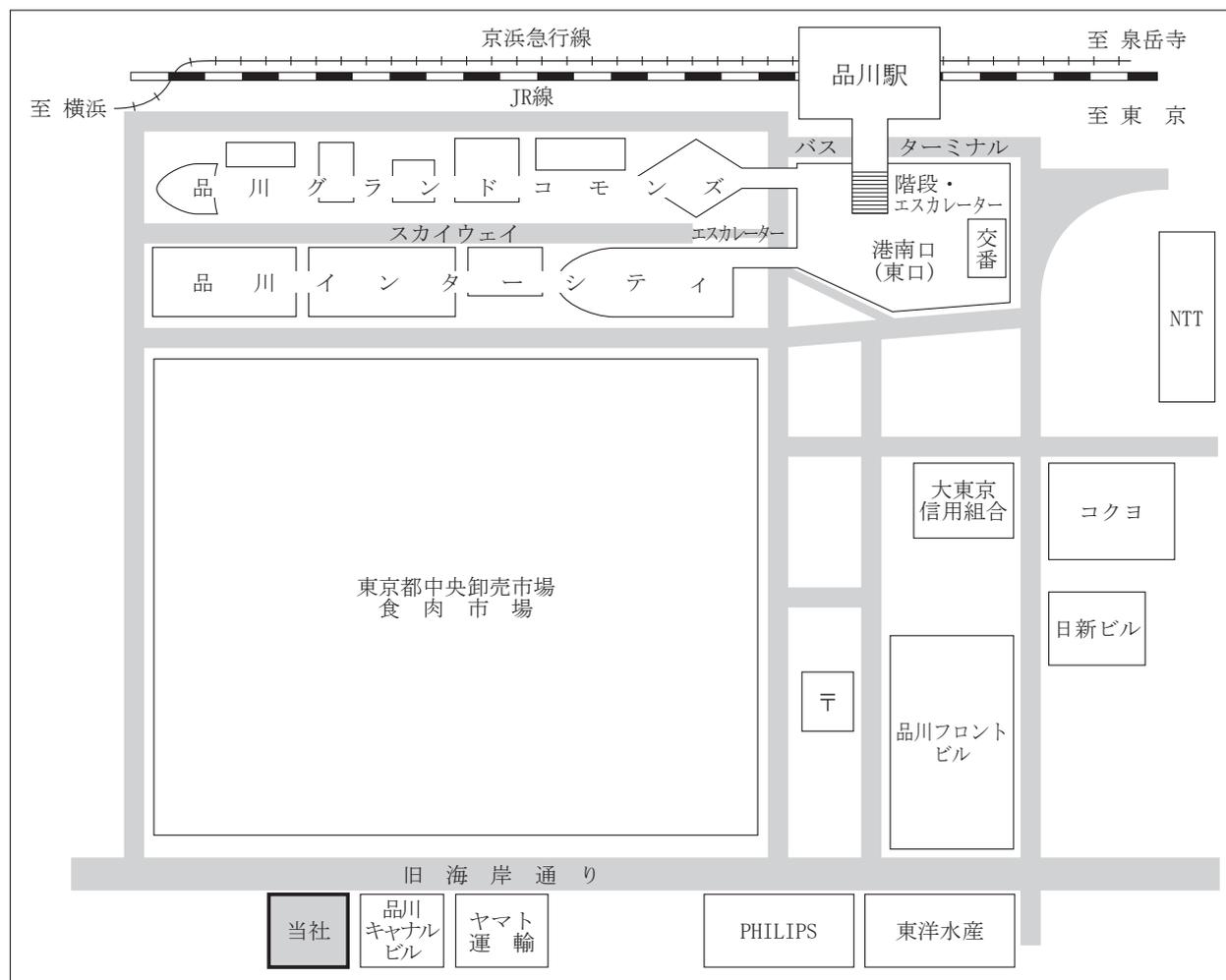
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目12番32号

SOUTH PORT 品川 12階

当 社 会 議 室



## 最寄駅

JR線及び京浜急行線の品川駅から徒歩約10分です。

駐車場の準備をしておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。